

# 議会運営委員会次第

日 時 令和8年4月21日（火）

午後2時開議

場 所 第3・4委員会室

## 1 開会

## 2 議題

- (1) 一般質問補助資料を投影する執行部用端末の操作場所について
- (2) 議員研修会について
- (3) 流山市議会基本条例の改正（案）について
- (4) 議会の災害対応について
- (5) 請願・陳情の審査、提出方法について
- (6) 今後のペーパーレス化について
  - ア アプリケーションの検討について
  - イ 私的端末の議場持ち込み規定の検討について
- (7) 流山市議会議員政治倫理条例の見直しについて
- (8) その他

## 3 閉会

## 一般質問補助資料を投影する執行部用端末の操作場所について

### 1 趣旨

一般質問時において、補助資料を投影するパソコンの操作については、「一般質問時において投影する質問補助資料取扱要領」第3条第3号において、「執行部側は答弁者又はその他の職員が行う。」と規定されているが、答弁者本人ではなく、その他の職員が速記者席で操作することが通例化している。

職員は補助資料を使用する質問事項の始めに議場に入り、当初の答弁が終了したあとも、再質問時における補助資料使用に備え、その質問事項が終わるまで退場せず待機している。補助資料使用後の待機時間が長時間に及ぶ場合もあり、事務効率等の観点から好ましくない状況となっている。

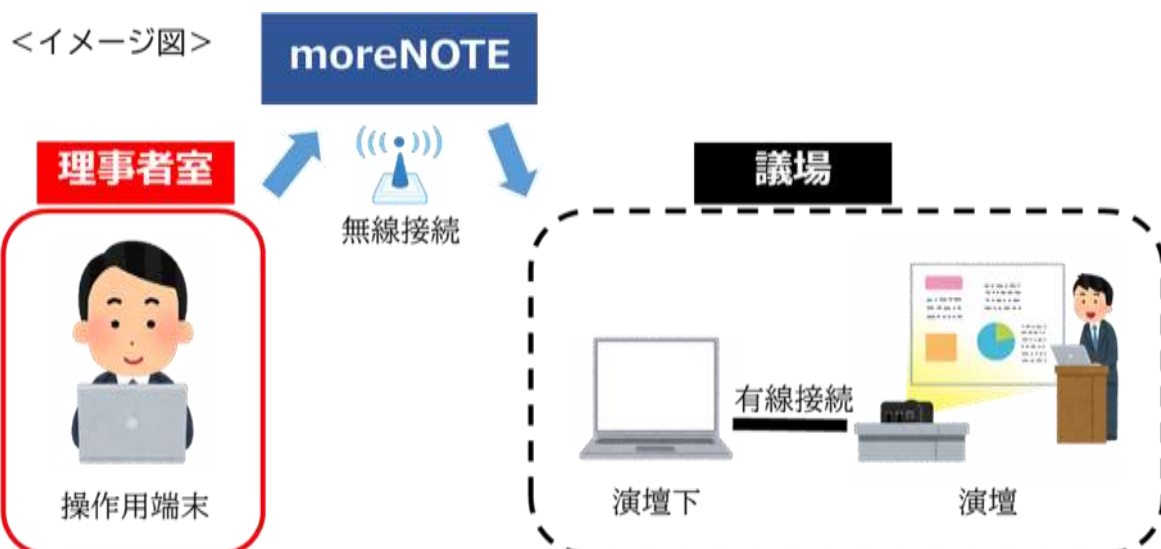
この状況を踏まえ、一般質問補助資料を投影する執行部用端末の操作場所を変更するもの。

### 2 変更（案）【理事者室または議長席の裏】

#### (1) 理事者室

##### ア 概要

理事者室に操作端末を設置し、moreNOTEの画面同期機能により演壇下に設置した端末に遠隔で表示させる。そこから演壇に備えた外部接続端子に接続し、議場内に投影する。



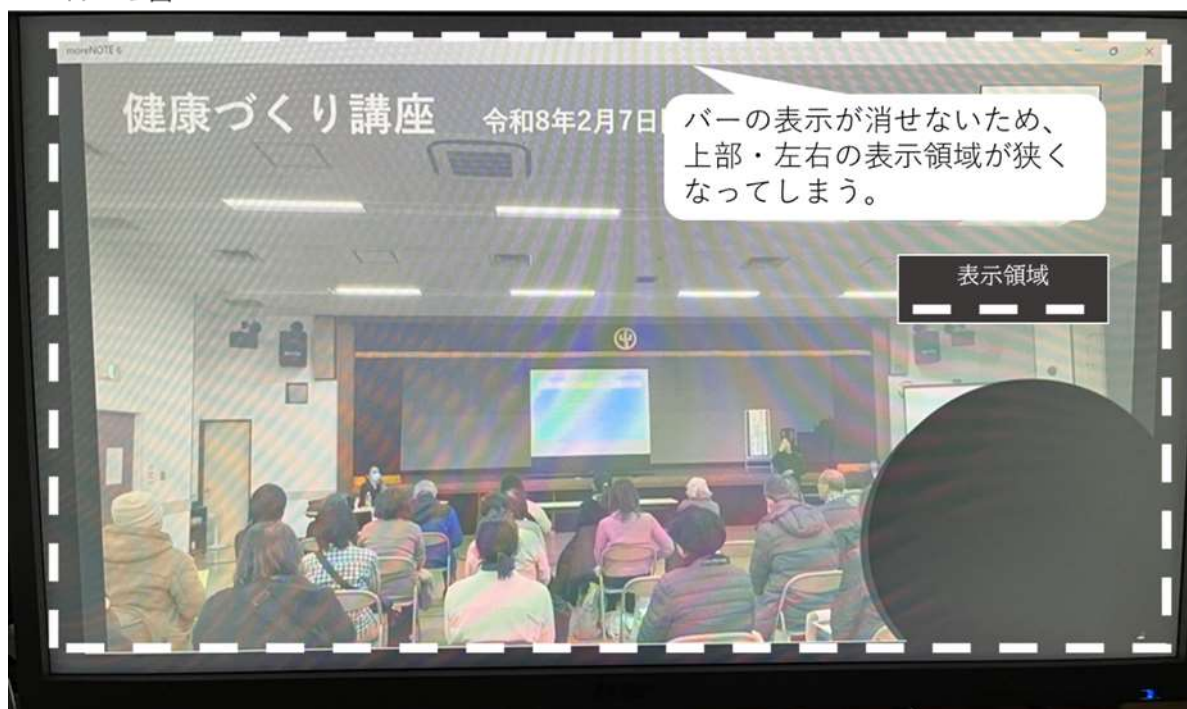
## イ メリット

職員が議場に入る必要がないため、途中で操作する職員が交代するなど柔軟な運用をすることが可能となる。

## ウ デメリット

moreNOTEが全画面表示に対応していない。下図のとおりツールバーの表示が残るため、資料が少し縮小して表示される。

<イメージ図>



## (2) 議長席の裏

## ア 概要

執行部側の資料を投影する端末を議長席裏に設置する。演壇に備えた外部接続端子には長尺のケーブルを用意し接続する。

<イメージ図>



イ メリット

資料の大きさは現在と変わらない。

ウ デメリット

ケーブルが露出するため見た目が悪い。

### 3 開始時期

令和 8 年第 2 回定例会から

## 令和8年度流山市議会議員研修会実施要望書 集計結果

会 派 名	流山みらい	日本共産党
実 施 時 期	令和9年1月	—
希 望 講 師	精神科医 和田秀樹先生	(1) 田中優子氏 法政大学名誉教授 (2) 福嶋尚子氏 千葉工業大学准教授 (3) 荒井文昭氏 東京都立大学名誉教授 (4) 上野千鶴子氏 東京大学名誉教授 (5) 谷口真由美氏 大阪国際大学准教授
講 演 内 容	(案) 人生100年時代における自治体の役割 ～高齢者医療と、世代をつなぐ地域づくり～	(1) 『江戸から見直す現代日本の民主主義』 (2) 教育費の無償化と子どもの学び育つ権利 (3) 『考える力を手放さない—「学ぶ権利」 のこれまでとこれから』 (4) ケアを真ん中に～介護保険は地方自治の 試金石～ (5) 日本国憲法大阪おばちゃん語訳～日本一 わかりやすい憲法の話～

## 1 議会の災害対応【条項追加】

### （1）改正案①【議会の体制整備】

（災害等の対応）

第19条 議会は、大規模災害等の緊急事態の発生時において迅速かつ適切に対応するための組織体制の確立に努めるものとする。

2 大規模災害等の緊急事態の発生時の議会の対応体制、行動基準その他必要な事項は、議会が別に定める。

#### ア 概要

「災害等の対応」について、第8章「議会及び議会事務局の体制整備」、第19条に位置付ける。

#### イ 条文（案）の狙い

（全体）

「大規模災害等の緊急事態」と表現することにより、災害のみならず感染症まん延時等にも備える規定とする。

（第1項）

緊急事態発生時の「議会の体制整備」をメインとして規定することを示している。（参考：知立市議会基本条例）

（第2項）

条例では枠組を定め、具体的な対応は既存の「流山市議会災害対応マニュアル」を随時見直すことで機動的に対応するため、規定は「別に定める」とするもの。

（２）改正案②【議会機能の維持】

（災害等発生時の議会の活動）

第４条 議会は、大規模災害等の緊急事態の発生時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

２ 大規模災害等の緊急事態の発生時の議会の行動基準その他必要な事項は、議会が別に定める。

ア 概要

「災害等発生時の議会の活動」について、第２章、第４条に位置付ける。それに伴い、第２章は「議会の運営原則 等 及び議員の活動原則」に変更するもの。

イ 条文（案）の狙い

（第１項）

緊急事態発生時の「議会機能の維持」をメインとして規定することを示している。（参考：大津市議会基本条例）

（第２項）

改正案①と同じ。

## 2 条例の検証及び見直し手続【申し合わせ事項】

第 ~~2-7-2~~ 28 条 議会は、別に期間を定め、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証し、その結果を市民に積極的に公表するものとする。

### （1）概要

検証期間については、「別に期間を定め」とされていることから、新たに「流山市議会基本条例の検証及び見直し手続に係る申し合わせ事項」を作成し、「4年ごと、改選から2年後を基本とし、必要に応じて都度見直しを行う。」旨を位置付けるもの。

### （2）理由

「別に期間を定め」とあるが、期間を定めた規定等が存在しない状況となっている。

逐条解説には「原則2年毎が望ましいとされ」との記載があるが、逐条解説はあくまで条例の解説に過ぎず、条例の委任規定として適切ではないことから、明文化した申し合わせ事項として、議会運営委員会において決定していただくもの。

### （3）申し合わせ事項（案）

流山市議会基本条例の検証及び見直し手続に係る申し合わせ事項（案）

#### 1 趣旨

本申し合わせは、流山市議会基本条例第28条の規定に基づき、同条例の目的が達成されているかどうかについて行う検証に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 検証の実施時期

検証は、原則として議員の任期中に1回以上（概ね4年に1回）実施するものとし、別表のとおり、改選から2年後を基本とする。

ただし、議会運営委員会が必要と認めるときは、随時検証を行うことができる。

## 3 検証の実施主体

検証は、議会運営委員会において実施する。

## 4 検証の方法

(1) 検証は、条例の条文ごとに、その運用状況及び達成状況について行うものとする。

(2) 検証に当たっては、必要に応じて検証シートを用いるものとする。

(3) 検証の進め方その他必要な事項は、議会運営委員会において協議し定める。

## 5 検証結果の取り扱い

(1) 検証の結果は、市民に分かりやすい形で公表するものとする。

(2) 検証の結果、必要があると認めるときは、条例の見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

## 6 その他

この申し合わせに定めるもののほか、検証に関し必要な事項は、議会運営委員会において協議の上、決定する。

(別表)

改選予定	検証の実施時期
令和9年度	令和11年度
令和13年度	令和15年度
令和17年度	令和19年度
令和21年度	令和23年度
令和25年度	令和27年度

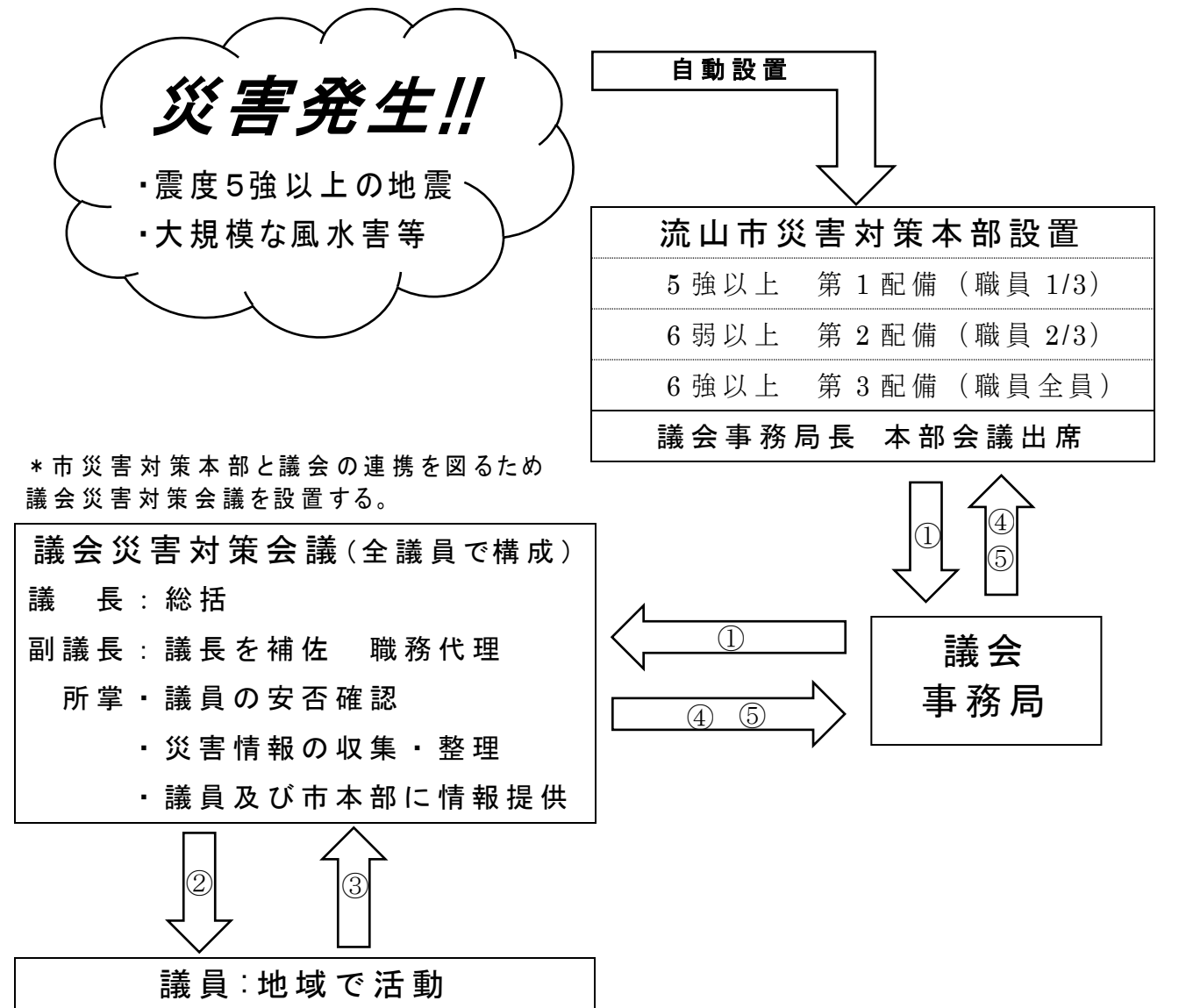
会派	1 議会の災害対応について、今後の方向性をどのように考えていますか。	理由
<p>流政会</p>	<p>既存マニュアルの見直し検討 (流山市議会災害対応マニュアル)</p>	<p>・平成30年に策定された流山市議会災害対応マニュアルは、議会運営委員会が東日本大震災を経験した姉妹都市の相馬市への視察・意見交換により得たものから実践的マニュアルを策定したもの。(ポイントのみの簡潔化)</p> <p>・相馬市はBCPを策定したものの活用ができなかったとのこと。</p> <p>・1年以内に実施する審議のボリュームを想定し「災害時の議会での情報共有や連絡体制の確立。及び執行部(市長部局)との情報共有や連絡手段の連携」に重点を置くことが現実的。</p> <p>以下、霧島市の友人からいただいた話を元に参考に優先度順に記します。 ※ケースバイケースで、紙が良いのかデジタルが良いのか分かれるようです。</p> <p>1. 初動の「デジタル連絡網」の徹底(優先度高) 議員の参集・連絡体制の確立について。 全議員の安否確認と情報共有スレッドの運用をどうするか。災害時、電話は繋がりませんがデータ通信は比較的安定します。全議員・事務局が迷わずアクセスできる単一の連絡チャンネルを平時から確定し、訓練しておくことが不可欠。また執行部側(市長部局)との情報共有・連携手段をどうするかの規定も必要です。</p> <p>2. 「地域担当」としての議員の役割定義(優先度高) 議員は「地域のアンテナ」です。現場の声を吸い上げるだけでなく、「今、何が起きているか(情報の精度)」を市側に伝えるリエゾン(橋渡し)としての動きを明記できるとよいかもしれません。 ※霧島市では、議員が現場のニーズ(倒木、冠水、断水)を拾い上げ、それを議会事務局が「紙」に起こして執行部(市役所側)へ繋ぐという役割分担が機能していました。</p> <p>3. BCPマニュアルの「シンプル化」(優先度中) 分厚いマニュアルを作るのではなく、「発災直後の1時間、3時間、24時間で誰がどこに連絡するか」というアクションカード形式に落とし込むことが、いざという時に動ける計画につながりそうです。※霧島市の教訓で最も重要なのは「シンプルでなければ伝わらない」という点です。</p> <p>4. デジタルツールの活用(kintone等) 流山市でも、被害状況のステータス(未対応・対応中・完了)をリアルタイムで共有できる仕組みを検討できるとよいと思います。 ※霧島市では、ハザードマップと被災状況を重ね合わせることで、「隠れた被災地」を早期に発見できるメリットがあったとのことでした。またボランティアセンターや避難所運営において、手書きの紙ベースだと情報の停滞を招き、せっかく集まったボランティアの方々機能がなかったという問題があったようです。「kintone」のようなクラウドツールへ移行することで、情報の停滞を防ぎます。</p>

会派	1 議会の災害対応について、今後の方向性をどのように考えていますか。	理由
公明党	既存マニュアルの見直し検討 (流山市議会災害対応マニュアル)	災害時の議会での情報共有や連絡体制の確立及び執行部（市長部局）との情報共有や連絡・連携の手段に係る通信手段の確保
日本共産党	既存マニュアルの見直し検討 (流山市議会災害対応マニュアル)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の被害の大きさ、地域性、発災後の日数など同じ場合もあれば、異なる場合もあり、固定的な対応を検討しづらい。</li> <li>・議員側も、4年毎に顔ぶれが変化し、年齢、心身的機能、家族構成も含め変化があり、画一的な対応が困難。</li> <li>・A5表裏で把握でき、説明できる内容</li> </ul> ※同時に、議会基本条例上の位置づけの整理が必要と考える。とかく、災害時、執行部への負担軽減を理由に議員の活動を制限する規定が多くなるが、議会や議員のみが果たせる役割や果たすべき活動に焦点を当てることで、災害という市民の苦難時に議会や議員活動を前向きに果たすことが重要と考える。
流山みらい	既存マニュアルの見直し検討 (流山市議会災害対応マニュアル)	実際の運用に合っていない。議員の活動範囲が狭められている。
自由民主党	既存マニュアルの見直し検討 (流山市議会災害対応マニュアル)	議会BCPの事例を幾つか確認したが、いざというとき本当に機能するのか疑わしい。既存のものに新たな通信手段などを盛り込み、よりシンプルでいざというときに使えるものとするべき。

参考（会派に属さない議員）

議員名	1 議会の災害対応について、今後の方向性をどのように考えていますか。	理由
森田 洋一 議員	既存マニュアルの見直し検討 (流山市議会災害対応マニュアル)	防災訓練などで使用し、都度、修正が必要な事項、追加する内容を検討すればよいと考えるため。

## 流山市議会災害発生時対応フロー図



\*市災害対策本部と議会の連携を図るため議会災害対策会議を設置する。

- ① 議会事務局長は市災害対策本部に出席し、必要な情報を収集する。また、議会災害対策会議に必要な情報を提供する。
- ② 議会災害対策会議は、全議員に必要な情報を提供する。
- ③ 議員は自身の安否、連絡先等を速やかに報告し、連絡体制を確立する。また、地域活動で把握した被災情報、必要な支援策等を議会災害対策会議に報告する。
- ④ 議会災害対策会議は災害情報を収集・整理し、議会として市災害対策本部に情報提供する。
- ⑤ 議会災害対策会議は、要望、提言等がある時は市災害対策本部に行うことができる。

## 流山市議会災害対応マニュアル

### 1 災害発生時について

- (1) 大規模災害が発生した時は、議員は議会事務局に発災後24時間以内に安否(自身及び家族の安否、自宅周辺の被害、自身の連絡先等)を報告する。
- (2) 議員は、各地域において住民の安全確保等地域活動に従事するとともに、安心メール等で災害情報全般を把握する等、地域の被害情報や必要な支援策等の把握に努める。
- (3) 議員は、地域活動を通して把握した地域の被災状況や必要な支援策等を、議会災害対策会議に報告する。
- (4) 議会災害対策会議から参集指示があった時は、議員は防災服又は防災活動に支障のない安全な服装とし、自身の食料や飲料水等を携行し、自動車以外の方法で参集する。
- (5) 災害情報の確認や市災害対策本部への要望、提言等は、緊急の場合を除き、議員個人や会派としては行わず、議会災害対策会議として行うものとする。

### 議会事務局の連絡先

1	電話	04-7150-6099
2	FAX	04-7150-2863
3	メール	gikai@city.nagareyama.chiba.jp

※上記連絡先が使用できない場合などは、下記の番号、アドレスに連絡します。

- |   |        |    |     |
|---|--------|----|-----|
| 1 | 議会事務局① | 電話 | メール |
| 2 | 議会事務局② | 電話 | メール |

\*流山市では、市内で震度5強以上の地震や大規模な風水害等が発生した場合は、市災害対策本部を設置することを流山市地域防災計画で規定しています。

\*流山市議会は、流山市災害対策本部が設置された場合、議長の総括のもと、市本部との連携を図るため、自動的に議員全員によって構成される議会災害対策会議を設置します。

\*議会災害対策会議は市災害対策本部の廃止と同時に廃止とします。

# 流山市議会災害対応マニュアル改定に係るヒアリングシート

別紙6

会派名：

項 目	具体的な箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/削除)	理由
流山市議会 災害発生時対応フロー図			
流山市議会 災害対応マニュアル			

提出期限：7月17日（金）17時まで

請願・陳情の審査、提出方法について ヒアリングシート【集約版】

別紙7

会派	1 陳情者の意見陳述について	2 陳情者への質疑について	3 項目別採決について	4 請願・陳情の提出方法について
流政会	<p>5分以内</p> <p>先日、陳情の提出条件に「賛同者1名以上」が加わった。これまで請願の実績が乏しい背景には、紹介議員による「政治的な色」がつくことへの懸念もあったと推察される。請願は二元代表制における重要な制度であることから、議員各位による請願の活用促進を図りながら、陳情の意見陳述や質疑については、従来通りの運用を維持してはどうか。</p> <p>ただし、以下のルールはより厳格に実施すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用ルールを明確化する</li> <li>・陳述は請願・陳情の趣旨説明に限る</li> <li>・新たな資料配布は事前提出のみ</li> <li>・時間超過時は委員長が整理する</li> </ul>	<p>実施する</p> <p>-</p>	<p>実施しない</p> <p>「実施しない」としたが、会派内で若干の意見が分かれているため、議会運営委員会の議論を踏まえて検討する。</p> <p>(実施しない：理由) 項目別採決を実施しなければ議会の判断責任が明確になる。また、提出者の趣旨を尊重できるが、項目別になると議会が提出者の意思を分解して判断することになり、案件全体に対する賛否や判断責任が見えにくくなる恐れがある。加えて、どのような場合に項目別とするのかという基準の公平性も課題となる。</p>	<p>オンライン化を検討する</p> <p>対象：請願、陳情 (請願は審査対象とする、陳情は参考配付とする)</p>
公明党	<p>5分以内</p>	<p>実施する</p>	<p>実施する</p>	<p>現行どおり</p>
日本共産党	<p>5分以内</p> <p>-</p>	<p>制限付きで実施</p> <p>委員長の議事整理の範囲</p>	<p>実施する</p> <p>-</p>	<p>現行どおり</p> <p>-</p>
流山みらい	<p>実施しない</p> <p>今まで実施した陳述内容が、陳情や請願の文章に含まれていることを繰り返す場合が多い、そもそも、請願・陳情の審査に当たっては提出された文章で判断すべき。</p>	<p>実施する</p> <p>疑義が生じる場合があるので必要</p>	<p>実施しない</p> <p>ひとつの文章として判断すべき。</p>	<p>オンライン化を検討する</p> <p>対象：請願、陳情 (ともに審査対象とする)</p> <p>----- 時代の流れとして、オンライン化は、通らなければならない道であり、議論は必要</p>
自由民主党	<p>実施しない</p> <p>請願との間に明確な差を付けるため。</p>	<p>実施しない</p> <p>-</p>	<p>実施しない</p> <p>陳情はあくまでも、一体で審査すべき。</p>	<p>現行どおり</p> <p>陳情については電子メールによる提出も可能としても良いが、その場合は郵送による提出と同一とみなすように明記する。 (電子メールによる提出を防止する方策が事実上ないため)</p>

## 1 アプリケーションの検討について

### (1) ファイル共有アプリについて

#### ア 採用するアプリケーションの条件

セキュリティや今後の利用環境、現在の利用状況等を考慮して、下記の条件を満たすものとする。

- ①セキュリティ対策の施されたサービスであること。
- ②会議の予定等のスケジュールと連動して、資料の閲覧、管理ができること。
- ③様々な端末（デバイス）で利用することから、マルチデバイス対応であること。
- ④画面同期の機能があること。

#### イ 検討対象としたサービス

①及び②の条件を考慮し、単にファイルを共有するクラウドストレージサービスではなく、ペーパーレス会議システムに絞って検討する。

また、近隣市での採用状況も踏まえ、下記のサービスを候補とする。

A. m o r e N O T E（流山市）

B. S i d e B o o k s（市川市、松戸市、野田市、柏市、浦安市、鎌ヶ谷市）

C. S m a r t D i s c u s s i o n（我孫子市）

#### ウ 検討結果

A. ③④ともに問題なし。

B. ④が不可。

C. ③④ともに問題なし。

結果、AまたはCが候補となるが、「4年間利用してきた資料の継続性」、「管理、操作の習熟度」、「導入コスト・ランニングコスト」等の面から「A. m o r e N O T E」を継続利用することとしたい。

(2) グループウェア導入の検討について

ア 背景・課題

現在、各種通知はメールやFAXにより行っているが、

- ・到達確認が困難
- ・緊急時の即時性に欠ける
- ・外出先等での確認が遅れる場合がある

などの課題がある。また、災害対応について、

- ・連絡体制の整備
- ・通信手段の確保

が必要であるとの意見が出ている。

イ グループウェアの概要

グループウェアは、組織内の情報共有を円滑にするツールであり、

- ・メッセージ機能による迅速な連絡
- ・スマートフォン等への通知機能
- ・ファイル共有

などにより、時間や場所にとらわれない情報伝達が可能となる。

ウ 導入の目的

- ・通知の迅速化、確実化
- ・情報共有の円滑化
- ・ペーパーレス化の推進
- ・災害時における連絡体制の強化

エ 今後の検討事項

- ・セキュリティ（アクセス管理、ログ管理等）
- ・操作性（誰でも容易に利用できること）
- ・モバイル端末での利用性、通知機能
- ・費用（ライセンス体系等）
- ・運用方法（現行申し合わせの整理を含む）

オ 今後の進め方（案）

グループウェアの活用について、試行的な運用も含め検討を進める。

## 2 私的端末の議場持ち込み規定の検討について

## (1) 概要

3月24日の協議において、令和9年5月以降については、「タブレット配付は取りやめるが、PCなどの私的端末を議場に持ち込んで利用できるようにしたうえで、moreNOTE等のファイル共有ソフトの利用を継続する」ことが決定したため、私的端末の議場持ち込み規定の検討が必要となっている。

## (2) 対応(案)

「議会運営委員会申し合わせ事項」及び「本会議における情報端末の取り扱いについて(令和7年1月17日議会運営委員会決定)」を改定する。

効率の観点から、持ち込みにおける許可は不要とする一方で、用途を限定し各自に自制を促すことにより、無秩序とならないように規定するもの。

## ア 議会運営委員会申し合わせ事項

## (15) 議場へのタブレット端末・パソコンの持ち込みについて

一般質問登壇時において使用する補助資料投影用の情報端末については、事務局が用意したものを利用することとする。また、議員は、議場において情報端末を持ち込み、使用することができる。し、議会が配付した情報端末については、議長の許可は不要とする。(議員個人所有のタブレット端末・パソコンの持ち込みはできない。)

## イ 本会議における情報端末の取り扱いについて

## 1 留意点

- ・ 議員が議場に持ち込む情報端末は、議員が使用するタブレット端末、パソコンその他の情報端末議会が配付したものとし、議長の許可は不要とする。
  - ・ 会議に係る資料(一般質問などの読み原稿を含む。)の閲覧のために、情報端末を使用する。
  - ・ 会議内容の記録のために情報端末を使用する。
- ※キーボードを使用する場合は、打鍵音について周囲に配慮すること。

- ・ 会議中のSNS等の受発信は禁止とする。
- ・ 通信機能の使用は、会議に係る範囲に限るものとする。
- ・ 写真撮影、録音及び録画は行わないこと。
- ・ 議長は、会議の秩序維持のため必要があると認めるときは、情報端末の使用を制限することができる。
- ・ 執行部側の情報端末の持ち込みについては、事前に議長に申し出て許可を得る。

# 私的端末の議場持ち込み規定について ヒアリングシート

別紙9

会派名：

項 目	具体的な箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/削除)	理由
議会運営委員会申し合わせ事項			
本会議における情報端末の取り扱い について			

提出期限：5月15日（金）17時まで

流山市議会議員政治倫理条例の見直しについて ヒアリングシート【集約版】

別紙10

会派	条項・条文の見直しや追加・削除及び掘り下げた議論が必要な事項について	整理番号
	●第3条 第1号 「不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」という抽象的な表現は見直す。	①
	●第3条 第2号 明らかな法令違反のため削除	②
	●第3条 第3号 「有利な取り計らいをしたと見られる行為」という抽象的な表現は見直す。	③
	●第3条 第4号 袋井市の条文に変更。 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、自らの後援団体に対しても同様に取扱わせるよう措置すること。	④
	●第3条 第5号 「不正の疑惑を持たれるおそれのある金品」という抽象的な表現は見直す。	⑤
	●第3条 第7号（文言の修正、追加） 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、特定の個人の推薦 <b>推奨</b> 、紹介等の <b>不当な</b> 行為をしないこと	⑦
	●第3条 第8号 明らかな法令違反のため削除	⑧
流政会	●第3条 追加 市職員等及び他の議員に対し、次に掲げるハラスメント行為を行わないこと。 ア 職務上の地位や人間関係等の優位性を背景とした、人格を否定し、又は心身に苦痛を与える行為（パワーハラスメント） イ 性的な言動により不快感を与え、又は就業環境を悪化させる行為（セクシュアルハラスメント） ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関する言動により、環境を害する行為（マタニティハラスメント等） エ 職務の範囲を超えた不当な要求又は社会通念上相当な範囲を超える言動により、精神的苦痛を与え、又は職務に支障を来す行為（カスタマーハラスメントに類する行為） 2（第2項） 前項第○号アからエまでの規定は、議員が市民の意見等に基づき、市政の課題や不適切な事務執行の疑いがある事項について、必要な調査を行い、是正を求め、又は批判を行うことを妨げるものではない。ただし、その態様が社会通念上相当と認められる範囲を超えないものとする。	⑨
	●第3条 追加 発言または情報発信を行う場合（第三者をしてこれらをさせる場合も含む）は、事実を確認した上で、公人としての自覚及び責任をもち、誹謗中傷の言動やその他他人の名誉を棄損し、または人格を損なわせる行為をしないこと。	⑩
	●第3条 追加 職務上知り得た情報を不当に利用しないこと。	⑪
	●第3条 追加 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）等反社会的勢力に関与しないこと。	⑫

会派	条項・条文の見直しや追加・削除及び掘り下げた議論が必要な事項について	整理番号
流政会	<p>●新規条項（第10条として追加）  ※協力義務（第9条）はあるが、反論や説明の権利が明記されていない。政治倫理の調査は、時に政治的な意図を持って利用されるリスクがあるため、対象議員に「弁明」の機会を認めることで、恣意的な運用を防ぐ。</p> <p>第10条 議長は、第6条の規定による調査の請求がなされようとしているとき、又は受理したときは、速やかに当該対象議員に対しその旨を通知し、相当の期間を定めて弁明（又は意見）の機会を与えることができる。  2 当該対象議員は弁明書（又は意見書）を議長に提出することができる。  3 議長は、前項の規定により提出された弁明書等の写しを、*遅滞なく全議員に送付しなければならない。  4 議長は、受理した調査請求書及び弁明書等の内容を精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、議会運営委員会の意見を聴いた上で、市長への送付を行わず、却下することができる。  (1)調査請求の内容が、明らかに事実と反すると認められるとき。  (2)既に審査を受けた事項と同一であり、新たな証拠の提示がないとき。  5 議長は、前項の規定により市長へ送付しない場合であっても、対象議員の行為が政治倫理基準に抵触するおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。  (1)口頭注意 議長が審査対象議員に対し、口頭で注意すること  (2)個別研修の受講命令 議長が審査対象議員に対し、政治倫理に関する個別研修の受講命令をすること。  (3)文書による戒告 議長が審査対象議員に対し文書で戒告し、及び戒告文書を公表すること。</p>	A
	<p>●新規条項（第11条として追加）  第11条 議長は、議員の政治倫理意識の向上、ハラスメントの防止及び円滑な議会運営に資するため、毎年1回以上、専門家等による研修を実施しなければならない。  2 議員は、前項の研修を受講しなければならない。</p>	B
	<p>●その他  他の法令で定められている報告事項（資産公開法等）と重なる部分は、条例から削除し、政治倫理特有の事項に絞る。</p>	C
公明党	<p>●第3条 第8号  道路交通法についての記載は、犯罪となるため改めてここに記載の必要性はないと考えます。</p>	⑧
日本共産党	<p>●第3条 第2号  分かりづらく、わかりやすくする</p>	②
	<p>●第3条 第3号  分かりづらく、わかりやすくする</p>	③
	<p>●第3条 第4号  分かりづらく、わかりやすくする</p>	④
	<p>●第3条 第6号  誤解を生じかねない（条文の拡大解釈により、執行部の不適切な事務執行等への指摘や批判も制限されるおそれがあるのではないか。）</p>	⑥
	<p>●第3条 第8号  道路交通法だけを特化する理由が不明</p>	⑧
	<p>●第3条 追加  ハラスメントやSNS等による誹謗（ひぼう）中傷、風評流布、人権侵害の扇動の禁止規定、個人が標榜した学歴等への疑義に対する説明責任の規定</p>	⑨⑩

会派	条項・条文の見直しや追加・削除及び掘り下げた議論が必要な事項について	整理番号
流山みらい	●第3条 第8号 道路交通法遵守の削除 道路交通法に限定して遵守を掲げるのは、他の個別法（刑法、公職選挙法等）とのバランスを欠くため。「公職の品位を汚さない」という包括的な規定（第1号等）に含まれるものと整理し、項目としては削除する。	⑧
自由民主党	●第3条 第8号 道路交通法の順守は議員に限らず当然のことであるため、敢えて政治倫理条例に規定する必要はない。	⑧
	●第3条 追加 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、人権侵害のおそれのあるすべてのハラスメント行為をしてはならない。（牛久市議会政治倫理条例）	⑨
	●第3条 追加 議員は、その政治活動において虚偽の事実や誹謗中傷の発言又は情報発信により、他人の名誉を毀損する行為をしてはならない。（牛久市議会政治倫理条例）	⑩
	●第3条 追加 議会公務（本会議、委員会、全員協議会・協議会）優先の原則を盛り込む	⑬

参考（会派に属さない議員）

議員名	条項・条文の見直しや追加・削除及び掘り下げた議論が必要な事項について	整理番号
森田 洋一 議員	●第3条 追加 ハラスメントの内容。その前に、ハラスメントとはを議論することが必要。	⑨

流山市議会議員政治倫理条例の見直しについて 論点整理表

別紙11

区分	論点	該当整理番号	主な意見	整理方向
1. 条文の削除・整理	法令違反規定	②⑧	公職選挙法・政治資金規正法・道路交通法等の遵守規定について、「当然規定であり重複」「倫理条例の趣旨と異なる」との指摘。個別法違反を列挙することのバランスや範囲の問題がある。	多数意見ありのため、削除
2. 政治倫理基準の追加	ハラスメント	⑨	議員によるハラスメント行為について、対象範囲（議員間、職員、市民等）や行為類型（威圧的言動、不適切な言動による人格侵害等）をどこまで明記するか意見が分かれている。定義の置き方（包括的規定とするか、具体例を列挙するか）が検討課題。	多数意見ありのため、新設（範囲・定義を調整）
	情報発信による誹謗中傷	⑩	SNS等による情報発信または発言において、他者の名誉毀損・人格侵害・虚偽情報の流布を禁止する規定が必要との意見。情報発信・発言ともに含むのか、SNSを明記するのか、禁止事項の具体的表現をどうするのかが検討課題。	多数意見ありのため、新設（範囲・表現を調整）
	情報の不正利用	⑪	職務上知り得た非公開情報・個人情報等を、私的利益や特定者の利益のために利用することの禁止。	要・否の検討
	反社会的勢力との関係遮断	⑫	暴力団等との関係遮断について、単なる関係禁止に加え、会食・旅行・金銭授受等の具体的行為を含めるか、過去の関係や風評への対応をどうするかが論点。犬山市では詳細に規定。	要・否の検討
	議会公務の優先	⑬	議員は本会議、委員会、協議会等の議会活動を優先すべきとする規定の追加提案。議員の職責としての位置付けか、倫理基準として位置付けるかが論点。欠席や私的活動との関係、違反認定との関係をどのように整理するかが課題。	要・否の検討
3. 表現・規定の仕方	抽象表現の見直し	①③⑤	「疑惑を持たれるおそれ」「見られる行為」など主観的評価に依存する表現を見直し、客観的に判断可能な要件に置き換えるべきとの意見。	要・否の検討
	分かりやすさ	②③④⑥	条文が長く複雑で、市民にとって理解しにくいとの指摘。類似規定の統合、用語の統一、平易な表現への見直しが必要。	要・否の検討
	過度な規制回避	⑥⑨	議員の正当な調査活動・批判・言論活動まで萎縮させるおそれがあるため、「正当な議員活動を妨げない」旨の規定を置くべきとの意見。	要・否の検討
	文言の修正（人事介入の禁止）	⑦	「推薦」・「推奨」という用語の整理、「不当な」を追加することによる、正当な意見表明との線引き。	要・否の検討

区分	論点	該当 整理番号	主な意見	整理方向
4. 制度・手続	弁明機会の保障	A	審査対象となる議員に対し、意見陳述・資料提出等の機会を明文化すべきとの意見。期限設定や非公開・公開の扱いも論点。	要・否の検討
	審査前の整理	A	明らかに要件を欠く申立てや悪意ある通報を排除するためのスクリーニング（門前整理）規定の必要性。受付要件や却下事由の明確化。	要・否の検討
	措置の多様化	A	現行の措置が限定的であるため、注意・指導・研修受講・戒告等、段階的な措置を設けるべきとの意見。違反の程度に応じた対応が必要。	要・否の検討
	研修義務	B	議員の倫理意識向上のため、定期的な研修（年1回等）の義務化や努力義務化の提案。実施主体や内容の柔軟性確保も論点。	要・否の検討
	制度の重複整理	C	資産公開制度や他条例との重複、審査会制度との関係整理が必要との意見。制度全体の簡素化・整合性確保。	要・否の検討